

第77回（令和2年度第2回）さいたま市男女共同参画推進協議会会議録

- 1 日 時 令和2年7月10日（金）10時00分～11時45分
- 2 会 場 さいたま市役所別館（議会棟）第6委員会室
- 3 出席者 【委員】田代会長、飯島委員、堀越委員、猪木委員、白石委員、鈴木（利）委員、竹内委員、山崎委員、岩見委員、宇田委員、倉岡委員、鈴木（孝）委員、田中委員、宮嶋委員、手塚委員、織田委員
【事務局】丸屋市民生活部参事、榑原人権政策・男女共同参画課長 山口男女共同参画推進センター所長、沼田主査、播磨主任、栗田主事
- 4 欠席者 【委員】 南委員、吉田委員、濱田委員、若生委員
- 5 会議の詳細

1 開 会	10時00分、第77回（令和2年度第2回）さいたま市男女共同参画推進協議会を開会した。
定足数の確認	（事務局） 本協議会委員総数20名のうち16名の出席により、本協議会規則第3条第2項に規定する「委員の過半数」を満たしていることを確認した。
傍聴者の確認	本会議の傍聴者はいないことを確認した。
資料の確認	配布資料について不足がないか確認を行った。
委員の紹介	人事異動等で交代となった委員の紹介を行った。
事務局の紹介	市民生活部男女共同参画推進担当参事へ就任した丸屋参事の紹介を行った。
2 あいさつ	（田代会長） 皆様には大変な中ご参集いただき、感謝する。新型コロナウイルスのことに触れないわけにはいかないような状

<p>3 議題</p> <p>(1) 協議事項</p> <p>①外部評価に伴う ヒアリングの実施</p>	<p>況の中で、今回の協議会が始まったが、国際的に見れば、ジェンダー平等の視点や、子供の権利の視点での新型コロナウイルスへの対応は、3月の段階から北欧等では取り組まれているが、日本では課題が山積みである。このような状況も視野に入れながら、男女共同参画の推進に私たちが、取り組んでいければと考えている。ヒアリングに際しては批判や指導ではなく、外部評価に必要な聴取や、助言を行うという視点で、忌憚のない皆さんのご意見ご質問をよろしく願います。</p> <p>(事務局)</p> <p>これより議題に入る。本協議会規則第3条の規定により、議長を田代会長にお願いしたい。</p> <p>(田代会長)</p> <p>協議事項①「外部評価に伴うヒアリングの実施」についてであるが、ヒアリングの進め方について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>「外部評価に伴うヒアリングの実施」について説明 後半グループの委員は第5委員会室での待機をお願いします。</p> <p>(田代会長)</p> <p>それでは、事業番号64「介護に関する情報提供と相談の充実」について、介護保険課より回答をお願いします。</p> <p>(介護保険課)</p> <p>質問1について、こちらの相談員による、介護保険全般に関する相談という事業は、区役所の窓口において、日常的に行っているものである。区役所の業務との兼ね合いがあるため、情報提供の内容、方法、実施件数等の集計は行っていない。</p> <p>また、なるべく多くの市民に内容を理解していただくための取組については、パンフレットについて、窓口で対応</p>
--	---

するものも含め、全員で確認し、毎年改訂を重ねている。

質問2について、介護者の性別の偏りや、性別により抱える問題の傾向などの視点について、集計を行っていないため、傾向については分析ができていないという現状である。

質問3については、地域包括支援センターの事業については所管が介護保険課ではなく、いきいき長寿推進課の事業となるため、回答に含めていない。また、ケアマネージャーについては、一般的には、居宅介護支援事業所に所属しており、市の直接の事業ではないという認識のため、回答には含めていない。

(田代会長)

質問等はあるか。

(堀越委員)

男女共同参画についての視点をどのように持ち、この事業を実施しているのか。性別により抱える問題等で、介護は女性がやればよいという風潮があり、女性が苦勞しながら行っているということが一般的に言われており、実態もそうである。そのような介護の悩みの背景にある、ジェンダー問題をどのように意識をしているのか。また、担当職員が男女共同参画の視点を持つように研修や話し合い等はしているのか。

(介護保険課)

まず、現状、区役所の窓口、介護保険課の窓口で、介護保険の制度そのものに則った相談を受けている。自助、共助、公助という視点がある中で、区役所の窓口における相談というのは公助、公による援助という視点で、どういった制度が案内できるかという視点で実施しているが、性別により抱える問題を特に意識はしていない。

(堀越委員)

相談に来る人は、制度についての相談に来るのかもしれないが、相談を受ける側は悩み聞いたうえで、制度対応で

きる部分の案内となる。その場合、全体の問題を聞きとらないと、どこが制度で適用できるかがわからないため、その時の受けとめ方というのが重要になると考える。その問題の背景について男女共同参画の視点を持って受けとめるということは、現状していないと判断してよろしいか。

(介護保険課)

その通りである。

(田代会長)

先ほど、問題を把握するために集計を取っていないと伺ったが、問題を把握するためには相談者の基本的な集計を行うのは基本だと考える。今後も集計をとる予定はないということか。

(介護保険課)

相談を受けているのが、各区役所であり、別の部署であるが、私個人としては必要だと思うため、集計について検討していきたいと考える。

(田代会長)

他に質問等はあるか。

(宇田委員)

集計は別部署という話だが、やはり今はデータを取り、その分析を行い、今後の改良を図るということが基本であると考えため、受付表の裏面に相談者の性別、年齢もしくは概ねの年代をチェックできるようにするなどして、集計をすべきと考える。

(介護保険課)

検討していきたいと考える。

(田代会長)

他に質問等はあるか。

	<p>(堀越委員)</p> <p>介護保険課の課題というよりも、この事業が介護に関する情報提供と相談の充実ということであるから、所管課として、介護保険課だけでなく、いきいき長寿推進課や、関連する事業所を統括している部署を入れないと、情報提供と相談の充実が把握できないと考える。</p> <p>(田代会長)</p> <p>他に質問等はあるか。</p> <p>特にないということによろしいか。</p> <p>以上で事業番号 64 のヒアリングを終了する。</p> <p>(田代会長)</p> <p>それでは、事業番号 67「介護保険関連施設等の整備促進」について、引き続き介護保険課より回答をお願いします。</p> <p>(介護保険課)</p> <p>質問 1 について、令和 2 年度に公募して採択する予定の各施設の合計定員数として 400 名を予定しているため、計画の達成は可能であると見込んでいる。</p> <p>質問 2 について、令和 2 年 1 月 1 日現在の、市内の各施設の入所者及び待機者の調査を行った結果、さいたま市の被保険者の方のうち、経済的な理由から入所に結びつかないという対象者が 1 名いると把握している。</p> <p>(田代会長)</p> <p>質問等はあるか。</p> <p>(堀越委員)</p> <p>質問 2 について、特別養護老人ホームは自己負担が大きいため入所できないという話を巷で聞くが、ケアマネージャーと相談する時点で経済的に無理であると、希望自体をしないという事になるかと思う。把握している数値というのは、どの段階での把握なのか。</p> <p>(介護保険課)</p>
--	--

入所に至らない理由として、施設が、経済的に困難な方が1名いると回答したものである。

(堀越委員)

申請がなされ、審査にかかった段階で、経済的理由で入所に至らないということ把握したものという事だと思いが、この場合、本当は入居した方がいい人だけでも、自己負担分が払えないため、入居の申請をしないという方については把握ができていないということか。女性の方が経済的に厳しい状況で暮らしているということもあるため、申請にすら至らないというケースを把握できないかと思ってお伺いした。

(介護保険課)

委員の言うような潜在的なものについては、把握はできていない。低所得の方に対しては、介護保険の制度上、食費や、居住費等の減免の制度がある。

(田代会長)

保育の待機児童についても、新聞に統計で出てくると、潜在的なものが大きく乖離しているという話題で、さいたま市が挙がっていたと思う。潜在的なものの把握は重要な観点だと考える。

他に質問等はあるか。

以上で事業番号67のヒアリングを終了する。

(田代会長)

それでは、事業番号68「生活支援ショートステイ」について、高齢福祉課より回答をお願いします。

(高齢福祉課)

まず、事業の概要のご説明をさせていただく。本事業は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人健康保健施設への短期入所の事業である。施設ごとに、利用の要件があり、まず養護老人ホームについては、主に65歳以上で要介護や要支援の認定を受けていない方、そのうち、心身の

状況や生活環境上の理由により、日常生活に支障があるという方が対象になっている。次に、特別養護老人ホーム及び老人健康保健施設については、要介護認定ないし要支援認定を受けている方が対象となる。要介護認定等を受けている場合については通常であれば、介護保険制度の中で、短期入所のサービスというのが受けられるわけだが、単身高齢者であるとか、介護者が病気、事故等で自宅にいない等で、上限を超えて利用しなければいけない事情がある場合について、介護保険の利用上限を超えた部分が、この事業の対象になるということである。要約すると、単身であるなどの理由で、介護者がおらず、在宅生活に支障がある方について、介護保険制度の範囲内で、利用料の9割を市が負担し、施設に短期入所ができるという仕組みである。

順番が前後するが、質問2について、この事業の所管課としての関わりについては、当課はこの事業を実施している各施設、その運営法人との契約事務を行っている。事業の実施において申請を受け付け、対象者として該当するか否かの決定をし、また、施設からの請求を受けて費用を支払うといった実務については、区役所の高齢介護課で行っている。

質問1について、まず令和元年度にこの事業を利用した方の人数は合計で169名、日数は延べ5817日である。この169名全員について区役所の方から利用した理由についての聞き取りをした結果を紹介させていただく。単身の高齢者の方というのが110名、帰る家がない方、具体的には、借金で自宅を差し押さえられてしまった、自宅が火事で燃えてしまった、家賃の滞納でアパートの契約更新ができなかった、たばこの不始末やお酒を飲んで暴れるといった素行不良で、有料老人ホームからの退去を求められた等で帰る家がないという方が15名、家族から虐待を受けているという理由で利用された方が18名、同居の家族に精神疾患、或いは身体障害ないしは、家族も高齢で要介護認定を受けているといった方が15名、介護者が入院しているという方が9名、介護者が警察に拘束されていて留置場にいるという方が1名、同居の家族が日本中を転々としていて、不定期に、数ヶ月に1度くらいしか帰ってこないという方

が1名おり、合計で169名の方がご利用をいただいている。

利用者の男女比については、この事業が男女共同参画のまちづくりプランの中で介護者支援策の充実というところに掲載されていることから、介護者の男女比についての質問と思われるが、今説明したとおり、介護をしてくれる方がいない方を対象とした事業になっているため、利用者の男女比について答えさせていただく。利用者169名の男女比は、男性83名、女性86名である。

次に、利用できないケースとその場合の対応であるが、この事業を利用できないケースというのは自宅に介護ができる方がいるということであるため、その方に自宅で介護していただくということになる。自宅に介護できる方がいるにもかかわらず、どうしても、施設での短期入所サービスを利用されたいというケースがあれば、それについては介護保険の適用外で、利用者の10割負担でサービスを利用なさっていると思われる。

質問3について、事業実施における男女共同参画推進の課題と課題解決のための取り組みについてであるが、在宅の介護者、在宅の高齢者の方を介護されている方が比較的女性の方に偏っているというような中で、介護者支援策の一種として本事業を計画に掲載しているのだと思うが、繰り返しになるが本事業は介護する方がいない方を対象にした事業であるため、性別による負担の偏りを是正するというような視点での課題や解決策を、本事業についてどのように考えたらよいか苦慮している。先ほど虐待を理由として事業を利用されている方がいると説明させていただいたが、例えば、虐待の事案で本事業を利用し、長期間のショートステイをし、その結果、虐待をしていた方の介護負担が軽減したことで冷静になり、家族関係が改善し、虐待を受けた方が、在宅生活に復帰できたというような事案があれば、それを成果として申し上げることもできると考えたが、少なくとも令和元年度はそのような事例は1例もなかった。今申したような理由で、介護者の負担軽減効果が結果的に生じる可能性のある本事業を継続して実施していると回答するのが精一杯である。

(堀越委員)

生活支援ショートショートというのは、制度としてはどのようなものか、また、実際に利用している人は最大どのくらいの日数を利用しているのか。

(高齢福祉課)

生活支援ショートステイの事業の要綱の中では、利用期間としては、原則として連続して7日以内、市長が特に必要があると認めたときは必要最小限の範囲で期間を延長することができるかと定めている。利用日数の部分については、施設種別で異なり、まず、特別養護老人ホーム等の介護保険施設に関しては、連続して30日までしか介護保険サービスとしての利用ができないという、介護保険制度上の決まりがあり、31日目については、全額自己負担という形になるため、その部分を本事業で対象としている。それ以外に、在宅で他のサービスを利用している場合、介護の報酬単価の月の上限があるため、それを超えた部分についても本事業で対象としている。日数については、概ね連続7日以内に収まっている。養護老人ホームの方に関しては、介護保険施設ではないため、基本的には老人福祉法という別の法律の中で入所の措置をされて入所するという形になる。この入所の措置をする場合、入所判定委員会という諮問機関があり、入所措置相当か否かという諮問をし、結果、入所相当であるという答申を受け、措置をするというのが基本となる。この入所判定委員会が、概ね2ヶ月に1回程度の開催頻度のため、帰る家がないといったような方たちについては、入所判定委員会が開かれるまでの間、どこかに居ていただかなければいけないこととなる。そのような時につなぎとして、この仕組みが使われているというような部分もあるため、養護老人ホームに関しては連続7日以内ではなく、数十日とかというような利用日数になっている場合も多くある。

(田代会長)

他に質問等はあるか。

以上で事業番号68のヒアリングを終了する。

(事務局)

ここで休憩に入らせていただく。

開始は 10 時 45 分からとさせていただきます。前半グループの委員は第 5 委員会室での待機をお願いします。

(田代会長)

それでは、事業番号 69「レスパイトサービスの実施」について、障害支援課より回答をお願いします。

(障害支援課)

質問 1 について、介護者の性別の偏り、性別により抱える問題の部分であるが、本事業の介護者として申請をしていただく方については、男性の方が少し多くなっているため、偏りについては、介護者が男性の方が多という事になる。ただ、実際の介護者の方の性別については、把握をしていない状況であり、申請ベースで介護者が、どちらかというとな男性の方が多という事である。これは 2 番目の回答の際にも詳しく説明をさせていただきます。このような中で、本事業について引き続き利用者、介護者ともに性別による制限を設けることなく、幅広く申請の受け付けと利用決定を行ったと考えている。

質問 2 について、昨年度は市内の 1 施設と委託契約を締結し、本事業を実施した。利用者は延べ 90 名、実人数 14 名、利用日数、預かり日数は延べ 180 日である。実利用者 14 名の方についての性別は全て男性である。また、介護者については申請ベースであるが、延べ 90 件中 66 件が男性、24 件が女性である。

質問 3 について、レスパイトサービス事業の類似の制度として、国の障害福祉サービスの中に短期入所という制度や、市単独事業で、レスパイトサービスとは別に、さいたま市知的障害児者等の短期入所事業といった制度が代替の事業として活用できるため、昨年下半期の事業休止に伴う大きな影響はないと考えている。また、今年度当初に、レスパイトサービスの事業実施者より、新たな移転先が決まり、今後、事業再開できる見込みと聞いており、今年度

中には事業再開を見込んでいる。

(田代会長)

質問等はあるか。

(堀越委員)

事業を再開できる見込みとのことだが、類似の制度があるにもかかわらずこの事業が必要である理由について伺いたい。また、所管課としては申請者に男性が多いということについて、どのようにその背景を考えているのか伺いたい。

(障害支援課)

まず、類似の事業があるという部分については、このレスパイトサービス事業、それから先ほど申し上げた市の単独事業で行っているサービスについては、さいたま市ができる前の旧3市の頃に旧浦和市と、旧与野市で実施していた事業であり、受け皿は多い方が利便性が良いという観点から、一つにまとめるということをせず、引き続き継続して事業を続けているものである。

申請者に男性が多いということについて、申請書が、申請者（介護者）という記載になっているため、通常介護者となっているお父様かお母様のどちらの方の名前を書くかというところの結果として、男性の方の名前が多く入っているという程度の認識である。

(堀越委員)

申請理由を書く欄があれば、申請の背景というのがわかると思うが、そのような欄はあるか。

(障害支援課)

理由を書く欄は特に設けていない。

(田代会長)

申請者（介護者）という記載とのことだが、必ずしも介護者の名前が書かれるとは限らないと考えても良いか。

(障害支援課)

申請書の申請者の欄の記載について、説明に誤りがあつたため、訂正させていただく。申請者という欄はなく、介護者、誰々という形での記載となっている。

(飯島委員)

介護者と生活ホームの間では、対面で子供を預かるときに、どういう状態だから預けるという会話があり、リフレッシュが必要と軽く言っているが、本当は重たい状況があるのではないかということをおもった上で、預かるといった関係があると思うのだが、そのような人間的な関係は所管課とはあるのか。

また、所管課としては、計画の掲載事業から外すことを検討していると記載があるが、私たちは男女共同参画の視点から重要な事業だと考えている。この点について改めて考えを伺いたい。

(障害支援課)

まず、最初の部分について、本事業は利用者がある程度固定されている状況である。これは事業の周知を行っていないというわけではなく、ガイド等にも幅広く掲載しているが、利用者がある程度固定されている状況である。利用者と法人の方の間でお子さんの状況や、家庭の状況がよく共有されており、利用者と法人の間で日程の調整をしていただいた上で、市の方に申請が来るといことが多くなっている。事前に日程の調整等をされてから来られているので、市としては要件に合致していれば、申請を受理し決定を行っている。

次に、計画の掲載事業から本事業を外すということについてであるが、私どもの認識不足の部分もあった。男女の介護者、利用者ともに、男女の性差を特に設けず、恣意的な部分を一切なくして事業を行っていることから、本事業が男女共同参画に貢献できているか疑問に思い、計画の掲載事業から外すことを検討していると回答したが、委員の話を伺い、介護者のレスパイトという部分については、特

に女性の方が介護者となりうる場合が多いのではないかと
ということもあるため、男女共同参画に貢献できる事業で
あると、認識を改めたところである。

(田代会長)

以上で事業番号 69 のヒアリングを終了する。

それでは、事業番号 65 「認知症サポーター養成事業」につ
いて、いきいき長寿推進課より回答をお願いする。

(いきいき長寿推進課)

質問 1 の男性参加者を増やす取り組み及び男性参加者の割合
の推移、直近 3 カ年について、男性参加者の割合の推移は、
平成 29 年度は、43.3%、平成 30 年度は 40.1%、令和元年度
は 43.1%である。

男性参加者を増やすための取り組みについては、現状、男
性参加者を増やすための特別な取り組みは特段行っていない。

質問 2 の受講者の属性について男女別の年齢の分布、申し
込みの受け付け区分としてどのようなものがあるかについ
て、まず、申し込みの受け付け区分は大きく 3 つの区分があ
り、自治会等地域住民の方を対象としたものが 1 点目、企業
等を対象にした職域単位のもので 2 点目、小中学校のお子さ
んを対象にしたものが 3 点目である。男女別の割合は、地域
住民の方を対象としたものについては、男性が 37%、女性が
63%、企業等職域を対象としたものについては、男性が 48%、
女性が 52%、学校を対象としたものについては、男性 48%、
女性 52%となっている。男女別の年齢の分布については、さ
いたま市の方で集計をしていないため、把握していないが、
全国の傾向で申し上げると、10 代は男性 48%、女性 52%と
なっており、年齢が上がるにつれて男女比の差が拡大し、最
最終的に 70 代では、男性 31%で女性 69%となっている。

質問 3 のステップアップ講座についての現状課題、今後の

取り組みについてであるが、認知症サポーターステップアップ講座は平成 29 年度から開始しており、令和元年度まで延べ 303 人を養成している。内訳としては男性 62 人、女性 241 人である。講座を修了した方は地域で開催されている認知症サポーター養成講座の開催の補助、受け付け等の手伝い、介護者サロンや認知症カフェの運営補助等のボランティアの活動に従事をしていただいている。課題としては、講座内容であるとか、活躍の場を拡充していくことが課題であると考えており、内容については、座学が中心で少し飽きやすいという部分もあったため、講座内容を見直し、傾聴に関するロールプレイなど、参加者が能動的に参加できる内容などの工夫を行っている。活躍の場の拡充としては、現在は認知症サポーター養成講座や、認知症カフェのボランティアを中心としているが、今後については傾聴ボランティアなども視野に検討していきたいと考えている。

質問 4、養成されたサポーター、ステップアップの受講生について、どのくらいの方がどのような活動を地域でされているのか、受講生をどのように把握して地域の活動に結びつけているのか、地域の活動のコーディネーターはどなたかという点について、まず認知症サポーターについては、もともと何か特定の活動に従事していただくということを想定していない制度ということ、小学生から高齢者までこれまで累計で 8 万人以上の方に受講をいただいていること、受講目的も様々であり、人の役に立ちたいという方もいるが、ご自身の勉強目的で受講されている方もいること等の事情から、サポーター個々の活動については市としては把握していない。他方、認知症サポーターステップアップ講座については、その活動について把握しており、一昨年、平成 30 年度までに修了した 253 人については、その内、4 割にあたる 101 人については少なくとも一度は、地域包括支援センターを訪れ、ボランティア活動に従事いただいたという報告を受けている。具

体的には先ほど申し上げた認知症サポーター養成講座の開催補助、介護者サロン、認知症カフェの運営補助等に従事していただいているということである。受講生の把握については、市で名簿を作成し、参加者本人の同意を得た上で、地域包括支援センターに提供している。

地域の活動につなぐコーディネーターについては、地域包括支援センターに配置をしている、認知症地域支援推進員が担っている。具体的な取り組みの工夫として、受講者と推進員が繋がりやすいよう、ステップアップ講座を開催した際に、地域包括支援センターの推進員の方をファシリテーターとして参加していただき、その場で、受講者とのマッチングやボランティア活動の紹介などをさせていただくことで、その後の活動に繋がる具体的な支援を行っている。

質問5の認知症の方が虐待を受けやすいため、介護者に対してサポーター養成講座を受講する機会を提供しているか、また、時間的な制約の解消のためオンラインで実行できるとよいと思うがどうか、という質問についてであるが、介護者の学習の機会というのは非常に重要だと考えている。受講機会としては地域の自治会、企業、学校等多岐にわたっていることに加え、個人で受講したいという方向けには、さいたま市の認知症疾患医療センターで、個人向けの講座を何回か開催をしている。また、介護の悩みについては、介護者同士が語り合う機会として、介護者サロン、認知症カフェなどを、市内 27 の地域包括支援センターで開催をさせていただいているところである。

オンラインの環境については、これまで整備がされておらず課題になっていた状況である。介護者支援ということではないが、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から取り組みが進められており、国の方で、実施方法や専用教材の作成を、今、検討していると伺っている。認知症サポーター養成講座は全国統一の仕組みで行っているの、さい

たま市でも、国の検討状況を踏まえて、このオンラインでの受講というのを、今後検討していきたいというふうに考えている。

(田代会長)

質問等はあるか。

(鈴木(孝)委員)

ステップアップ講座は 250 数人受講しているとのことだが、受講する条件として、何かボランティアに従事しなくてはならないというような条件はあるか。

(いきいき長寿推進課)

認知症サポーター養成講座をすでに受け、オレンジリングというものをお持ちの方というのが条件であり、それ以外は特に条件をあらかじめ決めていない。

(鈴木(孝)委員)

ステップアップ講座を受けた人は、ボランティアに協力するようにという項目があった気がするが、どうか。

(いきいき長寿推進課)

事業の趣旨としては、ボランティアをやっていただくために設けているものであるが、実情としては必ずしも皆がそれを目的に受講しておらず、ご自身の認知症についての学習のために受講されている方もいると聞いている。

※【会議後 補足】

受講申込書の中の受講資格には認知症カフェや介護者サロンの手伝いができることと記載があるが、これは事業の趣旨を理解していただいているか確認するものであり、講座終了後のボランティア活動を義務付けているものではない。

<p>(鈴木 (孝) 委員)</p> <p>ボランティアは条件ではないということによいか。</p> <p>(いきいき長寿推進課)</p> <p>条件ではない。高齢者の方が多く参加しており、ご自身や家族の病気等で意向があってもなかなか従事できない方も多くいるため、本人の意向等を尊重している。</p> <p>(田代会長)</p> <p>他に質問等はあるか。</p> <p>(堀越委員)</p> <p>ステップアップ講座になると、少し男性の割合が低くなるが、その点をどのように分析されているか。</p> <p>(いきいき長寿推進課)</p> <p>感想や理由等をアンケートでとったわけではないので、個人的な感想になるが、この講座が平日 2 日間丸々にとってのことになるため、参加できる余裕がある方に女性が多い、また、受講者は高齢者の方が多く、認知症サポーター養成講座の受講者は高齢者層では女性の比率が高いため、その傾向がかなり強く反映されたのではないかと考える。</p> <p>(田代会長)</p> <p>以上で事業番号 65 のヒアリングを終了する。</p> <p>それでは、事業番号 66 「介護者サロン・カフェの充実 (介護者支援体制充実事業)」について、いきいき長寿推進課より回答をお願いします。</p>
--

(いきいき長寿推進課)

質問1について、事前に回答してサロンの総数については、897回であるが、これについては速報値であり、確定値が899回となったため、訂正させていただく。男性サロンの開催状況については、全899回中26回開催と報告を受けている。

男性サロンの内容については、情報交換などの集いの場や、勉強会などを行っているという報告を受けている。

過去3年間の推移であるが、平成29年は全923回開催の内、男性の参加者が2,277名、女性が6,844名、平成30年は、全950回開催の内、男性の参加者が2,461名、女性が7,717名、令和元年は全899回開催の内、男性が2,215名、女性が7,719名となっている。令和元年については、新型コロナウイルス感染症の影響で若干減少していると把握をしている。

男性参加者を増やすための取り組みについて、サロンごとに異なるが、介護に関する相談や情報交換等々を、関心の高いものを行っているサロンがあると伺っている。参加者を増やすということではないが、サロンを実施している地域包括支援センターから、男性の参加者を増やしたいといった要望があった場合には、男性が多く参加しているサロンの立ち上げであるとか、運営であるとか、そういったものの内容を伝えるなどして、地域包括支援センター、或いは地域のニーズに応えたいと考えている。

質問2について、介護者サロン等の事業については、生活や年齢等にかかわらず、相談や交流の場を設け、介護者支援を図るということを目的とした事業である。そのため、介護者の性別に起因する固有の問題等についても、介護者の抱える悩みや問題などと同様に把握に努めて、適宜、事業に反映するというように考えている。

質問3について、サロンの実施回数の根拠については、主催する地域包括支援センターからの報告により、実施回数を集計している。昨年度分については、まだ公表していないが

毎年、集計したものをさいたま市のホームページで公表をしている。

質問4について、男性の介護者サロンの取り組みなどが、市内で広がる可能性については、先ほどと重複した回答になるが、本事業が、性別を限定して行っているような事業ではないため、広がる可能性というよりは、地域の皆様方が、男性のサロンの開催というような支援を希望される場合については、既に開催しているところを紹介するなどして、展開を図っていきたいと考えている。

質問5について、要介護認定の通知を発送する際、介護者カフェやサロンの実施団体の一覧を同封して案内をしたかどうかというご意見について、介護者サロン等の介護者支援事業については、確かに広くその事業そのものを周知するということが重要であると思っている。しかし、まずは実際に介護者サロン等を主催する地域包括支援センターの認知度の向上を目的とした周知というものが必要であると考えているため、介護者サロンの案内も含め、地域包括支援センターの認知度を高めるといった観点から、皆様のご意見を今後の参考にさせていただきたいと考える。

質問6について、令和元年度の補助金の交付団体は、3団体であり、その他4団体から、申請等はいただいている。3団体については、この介護者カフェの補助事業の対象団体としており、ホームページ等に掲載をさせていただいている。その他の4団体については、この事業に賛同いただいているということで、後援という形をとっている。過去の介護者カフェの推移を見ると、なかなか団体が増えていかない現状があるが、地域包括支援センターや介護者カフェに参画いただいている団体からヒアリング等を行った結果、事業の採算性がなかなか見込まれない等が主な要因であると考えている。しかし、介護者支援、この事業そのもの自体は非常に重要な事業と認識しているため、先ほどの地域包括支援センターの

周知と同様、当該補助事業の周知や、介護者支援、或いはレスパイト等の対応について、関連する活動をしている団体等に対して、声かけなどをしていきたいと考えている。

質問7について、介護者カフェの男女割合については、明確な数値を把握していないが、この介護者カフェの補助事業者に、ヒアリングをしたところ、男性の参加割合は概ね、1割から2割程度と伺っている。介護者カフェに参画いただいている団体に、特に男性を伸ばしたいというような要望、或いはそういったニーズがあった場合には、先ほどの介護者サロンと同様に、そういったニーズに応えられるような情報の提供をしていきたいと考えている。

質問8について、この介護者支援については、男女或いはヤングケアラー等のご指摘もあると思うが、当課が行っている、介護者サロン、介護者カフェについては、高齢者の介護を行う方や、介護者を支援する方が集う地域の拠点を確保することを今、第一義的に考えており、また、介護者の心身の負担を軽減することを目的としているため、介護する方については、利用者の性別や年齢に制限を設けず、介護者支援に関心がある方、或いは介護者支援を実際にされている方にも利用いただけるものと考えている。ただ、ご指摘の点については、異なる世代や性別の方の多様なニーズ、或いは社会情勢の変化など、地域において必要なことがあると考えるため、費用対効果などを考えながら、可能な範囲で、介護者支援にかかる取り組みを検討していきたいと考えている。

質問9について、これまでの回答の中で、少し重複する部分があると思うが、この介護者サロン、介護者カフェの事業は、介護者を支援する方が集う地域の拠点などを確保して、介護者の負担を軽減することを目的としているため、まずはそのカフェの場、或いはサロンの場に参加いただけるよう、在宅介護者等に対しても、効果的となるような周知や広報に取り組んでいきたいと考えている。この点については、やは

り地域の高齢者の身近な相談窓口である、地域包括支援センターの機能や、或いは、今、私たちが進めている地域の支え合いの活動、そういった地域包括ケアの観点から、総合的にアプローチする取り組みが重要であると考え、引き続き、取り組んでいきたいと考える。

(田代会長)

質問等はあるか。

(堀越委員)

男女の区別なく、介護者支援をしているとのことだが、男性が参加しにくいという状況はあると考える。団体や地域包括支援センターに男性の参加者を増やしたい等の気持ちがあれば好事例等を紹介するとのことだが、その団体や地域包括支援センターにその気がなくとも、市の方から、サロンやカフェに男性にも参加していただけるよう積極的に取り組むという考えはないのか。

(いきいき長寿推進課)

介護者サロンの開催については、参加者においては男性女性という区別をなく開催しているため、ご指摘の通り、何かしらその男性の方がサロンに参加できないといった要因があるとするならば、その分析等は必要になると思うが、介護者支援という視点だけでなく、サロンに限らず、地域活動等に参加ができるような支援を併せて実施していく必要があると考えるため、それについては、地域包括支援センター或いは、そういった関係者と同じような意識を持って進めていく必要があると考える。

(堀越委員)

地域活動への参加は、社会と接点を持つということとなる

し、やりがいにも通じことから重要だと思うが、それはそれとして、やはり、介護殺人等の事例でも加害者は男性が多く、虐待も男性、息子が多いのには、それなりに理由があると考えられるため、男性に介護者サロンやカフェに来ていただくための取組は重要なことだと考える。

(田代会長)

他に質問等はあるか。

以上で事業番号 69 のヒアリングを終了する。

以上で令和 2 年度外部評価に伴うヒアリングを終了する。

ここまでのことで何か質問等はあるか。

(堀越委員)

これは所管課にということではなく、この場所でどう判断するかだと思うが、高齢者の介護でいえば地域包括支援センターや、居宅介護支援事業所のケアマネージャーが情報を持っていると思うが、先ほどの事業番号 64 番「介護に関する情報提供と相談の充実」で、所管課の介護保険課が、区役所の窓口の相談についてのことを説明した際に、そこは所管が異なると言っていた。このような時に、所管課には、介護保険課だけでなく、いきいき長寿推進課や、ケアマネージャーに関連して居宅介護支援事業所を所管する部署を加えることができるか。

また、介護保険の前の措置の時代だと、市からヒアリングに来たが、介護保険になってからは、実際のケアに関する計画等についてはケアマネージャーが来るようになったため、誰が責任をもってその事業所の運営について目配りをしていくのかという部分が、危惧した通り飛んでしまうのだなと感じた。市民がそのケアについて、悩みがあった時、市の方が把握していないと介護保険事業計画や保健福祉計画は立てられないのではないかと思うし、悩み相談の実態を市が把握していて欲しいという点について、どのように考えたらよいか。

(田代会長)

事務局からは何かあるか。とても重要なポイントであると思う。

(事務局)

市の計画であるため、所管課に地域包括支援センターまで含め、ヒアリングの場に呼んで説明していただくのは難しいと考える。ただ、市がそこを全く切り離していいかというのは別の問題であるとする。介護保険の方も、関連する計画に基づいて事業を進めていることかと思うので、事業の実施にあたっては関連する事業者等との連携を図っていただきたいと考える。

(田代会長)

本質的な問題で、例えば大学で男女共同参画に取り組むときもそうだが、縦割りで事業が進んでいる中で、所管課を呼んでヒアリングを行ってもこのようなことはよく起こる。何かヒアリングをどうにかすればいいという問題ではなく、もっと構造的な問題として、当然ヒアリングの場に来るのであれば、そういうことも把握してきてもらわないと困るが、そういうことができていない。男女共同参画推進に取り組む、何か本質的な問題であると今の意見について感じたが、いかがか。

(飯島委員)

今話を聞いて、本当にその通りだなと思った。それは、一つの部署だけではなく、先ほどの障害支援課のレスパイトサービスの時も同じだと思うが、本当に男女共同参画の視点で考えると大事な事について、私たちは、どうやったら改善できるか、その所管課がどう思っているか、自分たちの事業をどう評価しているかということを考えているが、介護の分野に男女共同参画の問題は多くあるにも関わらず、「課題なし」と記載してある。行政の手続きとしては「課題なし」なのかもしれないが、このレスパイトサービスでいうと、生活ホームで、日々お子さんを預かってい

る方たちは何を考えていて、全体としてどう解決するかということはおそらく把握しておらず、この事業の評価と、本当の問題解決が介護の問題だと繋がっていないと強く感じた。また、事業評価をしても解決に至らないと強く感じた。

(田代会長)

とても大切なお意見であり、これからどのようにさいたま市のまちづくりを進めていくかということに関わるものでもある。

他に意見等はあるか。

(田中委員)

今のヒアリングを聞いていて、認識不足であるとか、統計を取っていないという回答が多く、いつから始まった事業なのかと聞くと、平成 29 年度ぐらいからの年数であった。3年間統計をとらずに、問題がどこにあるのかも把握できないまま事業が継続されていたのか、それとも、今までも同じ事業の所管課が説明をしていて、同じ質問や指摘を受けていたけれども、今回も同じような指摘を受けているのか。

(事務局)

外部評価で皆様からご指摘を受けて、改めてジェンダーの視点というのはどういうものかということに気付くという所管課が多いという印象がある。個人的な意見になるが、当課としても男女共同参画についての、職員研修などを行っているが、施策の実施や、計画を組み立てる時点でジェンダーの視点を職員全員が考えるというところまでは至っていないという印象を持っている。本来の趣旨とは異なるのかもしれないが、計画の進行管理や、外部評価のこういった機会に、ご指摘をいただき、こちらの方からもジェンダーの視点を持って施策に当たるよう言い続けることが、職員が共通認識を持つていくための貴重な機会の一つであると考えている。男女共同参画の視点を初めから事業に入れておけば良いということは重々承知だが、現状

はそこまでには至っていないという状況であるため、今後も継続して外部評価を実施させていただきたいと考える。

(宇田委員)

役所の系統というのは何年かで部署が変わるため、やっとなり慣れ、少し仕事ができるようになったので何かやろうと思ったら異動となる、というのが多いと思うので、知らないと思える方がいたとしても、やむを得ない部分があると思う。しかし、所管課から、その点については担当部局ではないという趣旨の発言がいくつか聞かれたので、ヒアリングには、然るべき本当に担っている部局の方に来ていただく方が、より情報が得られるのではないかと感じた。

地域包括支援センター等、今は多くの事業が外部委託になっており、市としては、それらを統括するような立場になりつつあるので、市としてはできるだけ委託先との連携を強め、男女共同参画について諸事業を進めていくのが良いのではないかと考える。

(織田委員)

皆様から色々と市の認識が不足しているとの指摘をお受けした。事務局からも先ほども申したが、研修等を通じてこういった考え等を、職員にも浸透させていく努力を続けているが、まだ不十分であると感じているため、今後も引き続き研修等を実施していくほか、職員の個人個人の目に触れるような情報ツールも利用し、情報を発信していきたいと考えている。

(堀越委員)

研修等を繰り返し行うことは大事だと思うが、理念的なものを学ぶのと同時に、日常的な仕事のツールを改革するというのも大事であると考え。例えば、相談の窓口の用紙に、女性であるが故、或いは男性であるが故にこの問題が生じているというチェック項目を入れておけば、それをチェックすればいいわけである。

それから、やはり事業番号 64 番にこだわってしまうが、事業番号 64 番は推進事業名としては、「介護に関する情報

	<p>提供と相談の充実」となっている。この介護という言葉は、どうしても高齢者介護をイメージしてしまうが、全国で障害を持っている方は今、人口の7.6%ぐらいいて、介護の対象は高齢者だけではない。特に精神疾患や知的障害を持っている方をケアしていると、女性は仕事に出られなかったり、今回の新型コロナウイルスの影響で養護学校が休みの時は、自閉症のお子さん達が家にいると、本当に大変だったというのが、統計でも出ていたりする。そのため、この「介護に関する情報提供と相談の充実」の推進事業の内容については、介護保険課だけでなく、いきいき長寿推進課や、障害の相談事業の所管課等が所管課として入らないと、さいたま市の状況は把握できないのではないかとということ、もう一度申し上げさせていただく。</p> <p>(田代会長)</p> <p>ご意見いただいた内容については、ぜひ評価書の方にも書いていただくのがいいと思う。事務局が言っていたように、このヒアリング自体をやることで、取り組みが推進するという面もある。担当職員が変わって一からやり直しというは困るので、その点は何とかしてもらいたいという意見や、具体的な方策について考えて欲しいという意見もとても重要だと思う。</p> <p>(田代会長)</p> <p>次に、議題(2)「今後の外部評価の進め方について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>「今後の外部評価の進め方について」説明</p> <p>(田代会長)</p> <p>質問等はあるか。</p> <p>(田代会長)</p> <p>続いて協議事項③その他についてであるが、事務局より該当がない旨聞いている。</p> <p>以上で、本日の議題等はすべて終了となる。進行を事務</p>
<p>3 議題 (1) 協議事項 ②今後の外部評価の進め方について</p>	
<p>3 議題 (1) 協議事項 ③その他について</p>	

<p>(3) 閉会</p>	<p>局にお返しする。</p> <p>(事務局)</p> <p>本日、委員の皆様から様々な質問をいただいたが、各所管においても、男女共同参画の視点から改めてそれぞれの事業の取組みを見直す貴重な機会となったのではないかと思う。</p> <p>次回の協議会の開催について説明 8月に書面開催</p> <p>本日は長時間にわたり、感謝する。 これをもって、協議会を閉会する。</p>
---------------	--